

薬第1661号

令和2年1月20日

関係団体 各位

茨城県保健福祉部医療局薬務課長

(公 印 省 略)

茨城県手数料徴収条例の一部改正について

平成30年6月27日の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第66号）の公布に伴い、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の一部が改正され、毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限が令和2年4月1日に厚生労働大臣から都道府県知事へ移譲されます。

これにより、茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部が改正され、毒物及び劇物取締法に係る申請手数料は別紙のとおりとなりますので、御承知願います。

別紙

区分		受付日	
		令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から
製造業又は輸入業登録 (原体の製造・輸入)	印紙	14,100	—
	証紙	20,700	28,300
製造業又は輸入業登録更新 (原体の製造・輸入)	印紙	10,000	—
	証紙	6,800	10,600
製造業又は輸入業登録変更 (原体の製造・輸入)	印紙	8,800	—
	証紙	3,200	5,400
営業者登録票書換え交付	証紙	—	2,500
営業者登録票再交付	証紙	—	4,100